

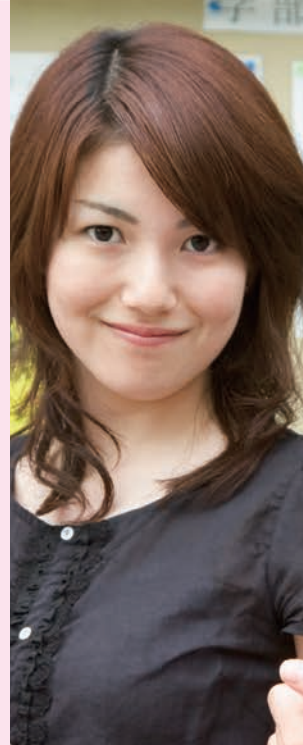


# 下関市総合計画

SHIMONOSEKI CITY MASTER PLAN

## [第1章] 情報があふれ、 活動しやすい便利なまち 〈都市基盤〉

- 第1節 ■ 道路の整備
- 第2節 ■ 公共交通の整備
- 第3節 ■ 市街地の整備
- 第4節 ■ 公園・緑地の整備
- 第5節 ■ 情報・通信の整備
- 第6節 ■ 港湾の整備



# 道路の整備

## 現状と課題

本市の道路網は、本州と九州を結ぶ国土軸<sup>1</sup>を形成している中国自動車道、瀬戸内海沿いの国道2号、国道9号、日本海沿いの国道191号、内陸部の国道435号、491号及び主要地方道によって幹線道路が形成され、またこれらを補完する一般県道や市民生活に密着した市道によって形成されています。

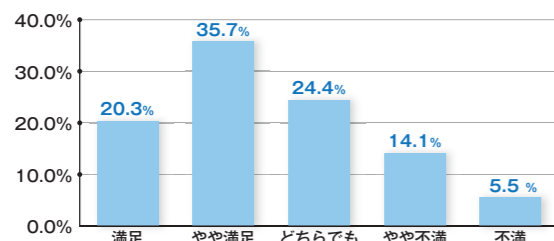
幹線道路については、快適な市民生活や活力ある経済・産業・社会活動を支える最も基礎的な基盤として、また広域交流及び本市の新たな連携・一体化を促進する基盤として計画的に整備を進める必要があります。特に、国道2号、国道191号等中心部へ向かう幹線道路では、山の谷交差点、山の田交差点などで慢性的な交通渋滞が発生していることから、交差点の改良や北バイパスの整備などその解消を図っていく必要があります。

また、道路は都市景観を形成する重要な要素であり、観光客が多く来訪する本市では特に、電線類の地中化や緑化、デザインに配慮した道路整備が必要です。

市民に身近な生活道路については、狭隘なため緊急車両等が進入できない、子どもたちの通学の安全が確保されない、老朽化が進むといった状況も見られ、歩行者道と自転車通行帯を分離するなど、高齢者等の交通弱者<sup>2</sup>をはじめ、すべての利用者の安全性や快適性を考慮した道路の整備が求められます。

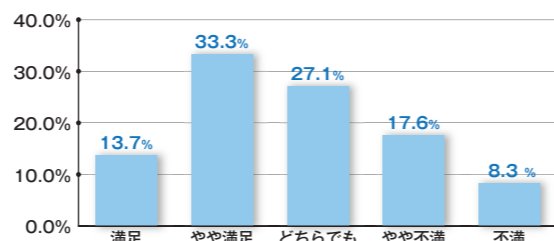
## 市民アンケート調査結果

● 高速道路・国道等の幹線道路に対する満足度



有効回答者数8332人

● 市道等の生活道路に対する満足度

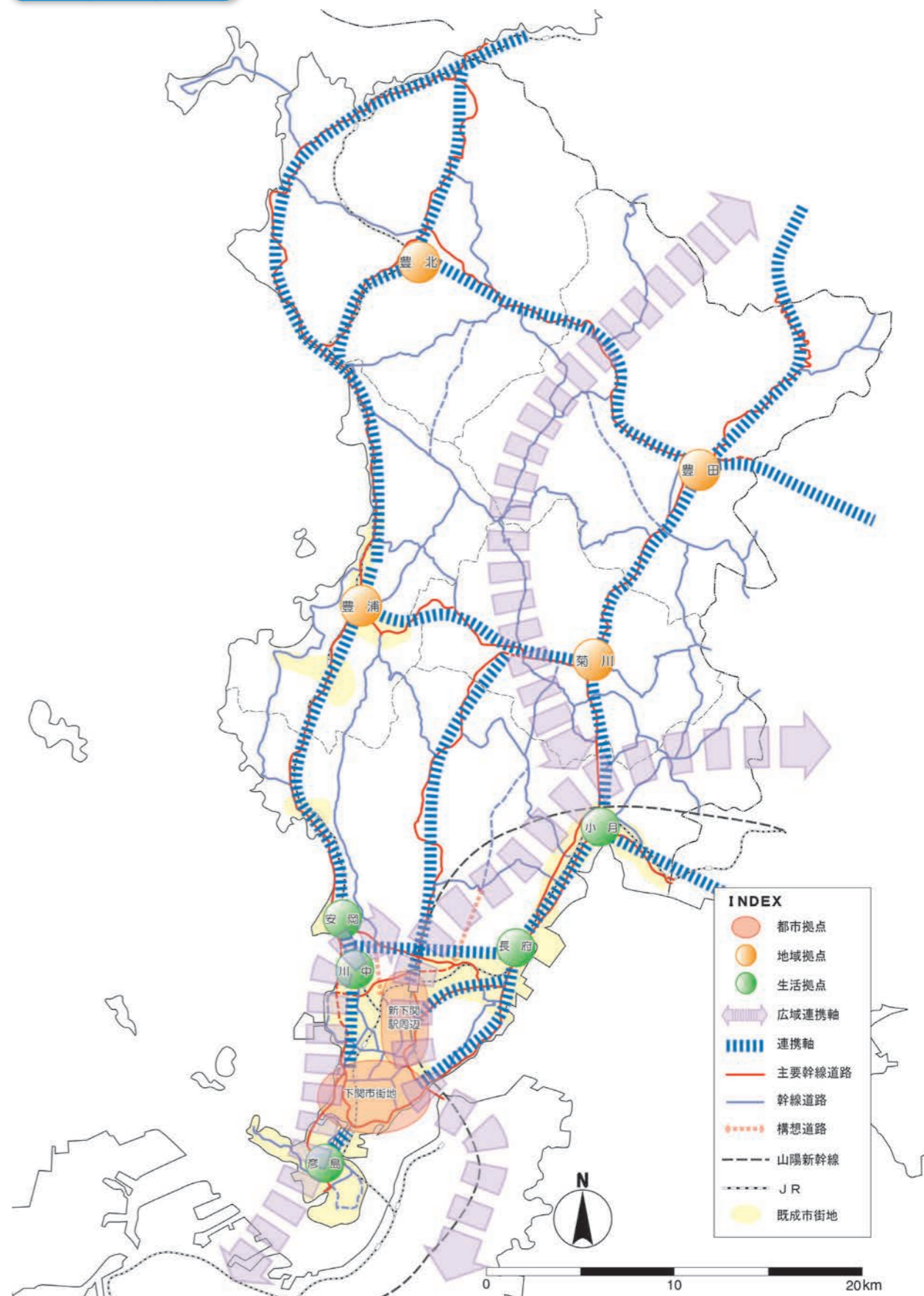


有効回答者数833人

<sup>1</sup> 気候、風土等の自然的、地理的条件及び文化的条件等において共通性を有する地域の連なりであって、交通、情報通信インフラのもとで、人、物、情報の密度の高い交流が行われ、人々の価値観に応じた就業と生活を可能にする国土の広い範囲にわたるもの。もともとは細長く連なった日本列島において、背骨のように貫く都市・産業・交通の有機的なつながりのこと。

<sup>2</sup> 子ども、高齢者や障害者などのように、自家用車の運転が困難で、公共交通機関以外に移動手段を持たない人。

## 将来道路網の体系図



(資料) 下関市都市計画課「下関市都市計画マスタープラン」

## 基本方向

- 新たな交流を促進し、市民生活や産業・経済を支える交通機能等の向上を図るため、骨格となる幹線道路網の整備を推進します。
- 幹線道路とのネットワークや慢性的な市街地区の交通渋滞の緩和、地域環境の改善等の事業効果や整備優先度、さらに、各地域における通学や買い物等の事情を考慮しながら生活道路の整備を推進します。
- 将来的に老朽化が懸念される橋りょう<sup>3</sup>の増大に対応するため、計画的な整備を推進します。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1 国道・県道等の整備

#### (1) 広域交通連絡網としての整備

本市と結びつきの深い北九州地方をはじめとして、周辺地域との広域的な連携・交流を促進するため、関門海峡道路や下関西道路及び山陰自動車道など高規格幹線道路<sup>4</sup>等の整備について、関係機関と連携のうえ、調査及び要望等に取り組みます。

また、市内の主要渋滞ポイントの解消や、市民の移動における定時性、確実性の確保、主要プロジェクトの支援を図るため、国道2号下関拡幅及び小月バイパス4車線化、国道191号下関北バイパス、国道435号殿敷～八道間バイパス、国道491号下小月バイパス等、国道の整備を促進します。

#### (2) 地域連携促進のための道路整備

新たな交流・連携を促進し、市民生活や産業・経済を支える交通機能等の向上を図るため、幹線道路のネットワークを形成する主要地方道、これらを補完する一般県道、広域農道<sup>5</sup>等の整備を促進します。

## 2 都市計画道路<sup>6</sup>の整備

### (1) 都市機能の効率化

都市部における交通渋滞の緩和、交通事故の減少、安全で快適な歩行空間・都市景観の形成、市街地の防災機能の向上等、健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、良好な都市環境の形成を図るため、道路網を再検討し都市計画道路を見直したうえで早期整備を推進します。

## 3 市道等の整備

### (1) 生活道路の整備

市民の通学、買い物等日常生活の安全性、快適性の確保を図るため、地区内の道路ネットワークの形成状況や、国・県道の整備状況を踏まえ、市道の整備を推進します。

また、市民の日常生活の安全性、快適性を確保するため、市道上の橋りょうの調査点検等を実施するほか、現行道路法では対応できない私道について、舗装や安全施設の設置等に対し適切に助成します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
国道・県道等の整備	<b>広域交通連絡網としての整備</b>	国・県・市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高規格道路<sup>7</sup>等の整備要望 山陰自動車道 関門海峡道路 下関西道路ほか</li> <li>●国道の整備 国道2号 下関拡幅、小月バイパス4車線化 国道9号 壇之浦～長府外浦間の改良 国道191号 下関北バイパス 国道435号 殿敷～八道間バイパス 国道491号 下小月バイパス ほか</li> </ul>	
	<b>地域連携促進のための道路整備</b>	県
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県道の整備 県道下関長門線 県道下関美祢線 県道粟野二見線 県道下関川棚線 県道豊浦豊田線 県道永田郷室津川棚線 ほか</li> <li>●広域農道等の整備</li> </ul>	県・市

<sup>3</sup> 長さ2m以上の河川、道路、鉄道等を跨いでいる構造物で、いわゆる「橋」のこと。

<sup>4</sup> 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路のことをいい、高速自動車国道と一般国道の自動車専用道路がある。

<sup>5</sup> おおむね1,000ha以上の農地を対象とし、農地と農業用施設を結び、農産物の流通の高度化、農村地域の生活環境の改善を目的として整備される幹線道路のこと。

<sup>6</sup> 都市計画法第11条の規定により都市施設として都市計画決定された道路のこと。

<sup>7</sup> 高規格幹線道路と地域高規格道路のこと。沿道や交通の状況に応じて60km/h以上の速度サービスを提供できる、自動車専用道路または、それと同等の機能を有した質の高い道路のこと。

# 公共交通の整備

事業	事業概要	事業主体
都市計画道路の整備	<b>都市機能の効率化</b> ●都市計画道路の整備 長府綾羅木線 勝谷形山線 武久幡生本町線 ほか	県・市
市道等の整備	<b>生活道路の整備</b> ●市道の整備・改良・維持 ●私道の整備に対する助成	市市

## 現状と課題

公共交通は、地域住民とりわけ自らの交通手段を持たない学生や高齢者等にとってなくてはならない交通手段であるとともに、低炭素社会<sup>1</sup>の実現に向けその果たすべき役割への期待も高まってきています。

本市においては、山陽新幹線、山陽本線、山陰本線が市内で結節しており、鉄道交通の要衝となっているものの、それに伴う連携・連絡時間の問題や、自家用車の増加に伴い、鉄道利用者は年々減少してきており、利用の促進が課題となっています。

バス交通については、利用者の減少が続いており、不採算路線の増加などにより日常生活に不可欠な生活交通路線の維持・確保が困難な状況が生じています。このため、「下関市バス交通整備計画」を策定し、試行運転を経て新たな制度による市生活バス<sup>2</sup>の運行を始めました。今後は、利用促進に向けた対策や効率的な運行などを行い、生活路線を維持・確保する必要があります。

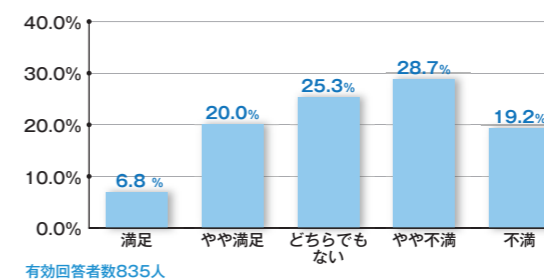
バス路線のない交通の不便地域においては、地域住民が主体となるコミュニティ交通<sup>3</sup>など、住民自らが地域の移動手段を確保しようとする動きが現れ始めています。

また本市では、六連島、蓋井島を連絡する離島航路が整備されており、離島における必要不可欠な移動手段となっています。

こうした中、公共交通網や交通拠点の整備により、誰もが使いやすく、便利な公共交通としていく必要があります。

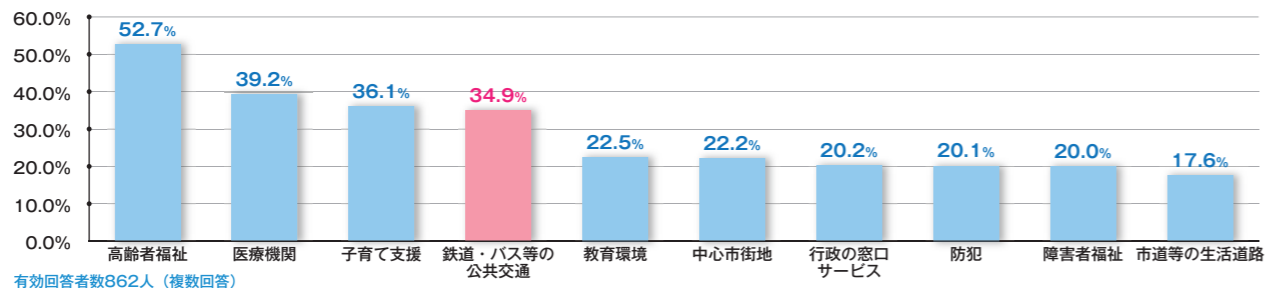
## 市民アンケート調査結果

●鉄道・バス等の公共交通に対する満足度



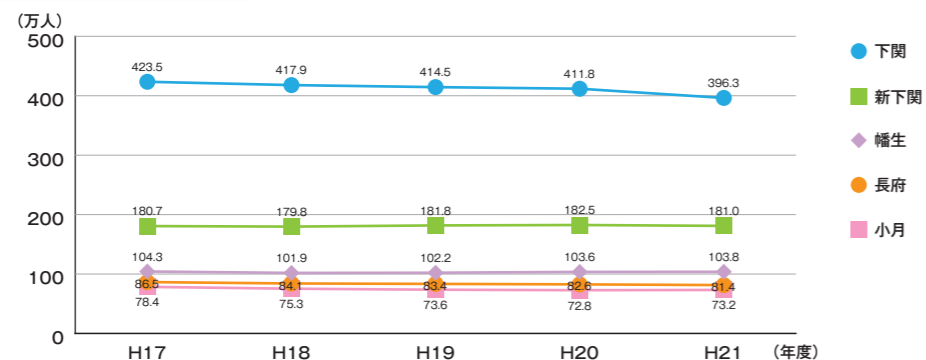
1 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめる社会。  
 2 地域の住民の日常生活に必要な域内の移動手段として、本市が運行しているバス。現在、菊川、豊田、豊北地域で運行している。  
 3 生活バス路線の対象外となっている交通の不便地域において、地域住民が主体の交通サービス。

●生活項目のうち、今後重要だと思う項目（回答上位10件）



有効回答者数862人（複数回答）

主な鉄道駅の乗車人員の推移

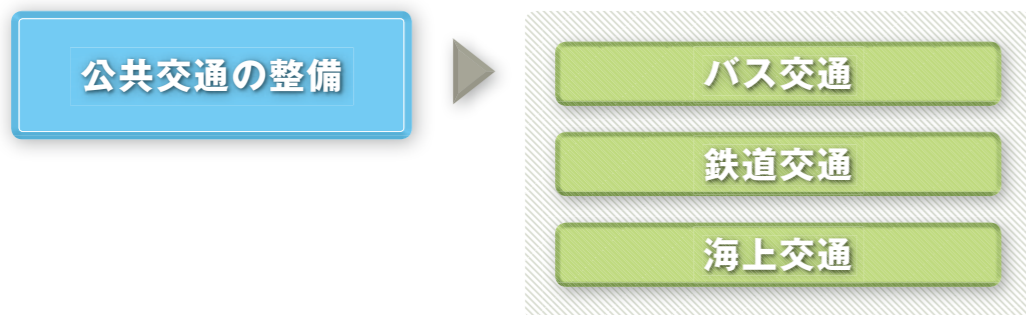


※乗車人員は新幹線乗車人員を含む  
（資料）山口県統計分析課「統計年鑑」

基本方向

- 鉄道、バス等の公共交通網の充実を関係機関に要請するとともに、主要駅の駅前整備等交通環境の充実に努め、市民の利便性の向上を図ります。
- バス交通等については、通勤・通学の足としてだけでなく、買い物や通院等日常生活に不可欠な交通機関であり、安定した市民生活を維持するため、各地域の状況に応じて、円滑な移動手段の確保・充実に努めます。
- 六連島、蓋井島の日常生活を支える重要な基盤として、離島航路の安定運航に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1 バス交通

(1) 生活バス交通対策

バス交通については、「下関市バス交通整備計画」に基づき、市民の移動手段として必要不可欠なバス路線を維持・確保していくとともに、地域住民等の意見を聞きながら、利用率の低い路線では運行の見直しを随時行い、バス交通維持のため住民意識の醸成に努め、利用促進を図ります。

また、市内における生活バス路線の対象外となっている交通の不便地域において、地域住民が主体となるコミュニティ交通の導入における計画策定や運行事業に対して支援を行い、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保と利便性向上を目指します。

2 鉄道交通

(1) 鉄道利用者利便性の向上

市民の通勤、通学等の交通手段である鉄道の利便性向上を図り、利用を促進するため、新駅（中間駅）設置や「下関駅にぎわいプロジェクト<sup>4</sup>」をはじめとする駅舎改築及び山陰本線における乗換え利便性の向上、既存設備の有効活用等による活性化を促進するとともに、新幹線「ひかり」号及び「のぞみ」号さらには九州新幹線全線開業に伴い新大阪～鹿児島中央間を直通運転する「さくら」号の新下関駅停車や山口県西部地域と北九州地域の交流を図るため、両地域を結ぶ鉄道ネットワークの充実について、関係鉄道会社へ要請します。

また、主要駅における他の交通機関との安全かつ快適な乗り継ぎ、歩行者動線の確保、自転車駐車場機能の強化等、駅前整備による交通環境の充実に取り組みます。

3 海上交通

(1) 離島航路の安定運航

離島住民の本土往來のための生活の足を確保するため、六連島航路、蓋井島航路の安定運航の維持を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
バス交通	<b>生活バス交通対策</b> ●生活交通路線の維持 ●コミュニティ交通への支援	民間・市 民間・市

<sup>4</sup> 下関駅周辺を含めた賑わいを創出することや、駅から賑わいを発信することを目的に、開発ビル、集客施設・立体駐車場、駅前広場など駅周辺の整備を行う事業のこと。

# 市街地の整備

事業	事業概要	事業主体
鉄道交通	<b>鉄道利用者利便性の向上</b> ● 鉄道対策事業の推進 ● 関門シティ電車 <sup>5</sup> の利便性の向上	民間・市 民間・市
海上交通	<b>離島航路の安定運航</b> ● 六連島航路 ● 蓋井島航路	市 市



生活バス

## 現状と課題

中心部における既成市街地は、住民合意のもと老朽建築物の更新を検討し、高度利用を図るとともに、周辺環境や都市防災に配慮した市街地形成を推進していく必要があります。

新市街地の開発については、周辺の環境保全や他の開発計画との調整を図りつつ、土地区画整理事業<sup>1</sup>などを推進し、優良な宅地の供給促進と関連公共施設の整備を図る必要があります。

また、山陽、山陰及び内陸部の交通結節点などは、地域の核となる地域拠点や生活拠点を形成し、これに伴う交通の利便性の向上、交通の分散化などによる道路などの都市施設への負担を改善する必要があります。

本市中心市街地<sup>2</sup>における交通渋滞を緩和し、安全で快適な移動を確保するために、自動車のみではなく、歩行者と自転車も対象とした多様な交通手段の活用が必要です。

本市の商業を取り巻く状況は、自家用車の普及等による行動範囲の拡大、ライフスタイル<sup>3</sup>の変化、さらには広域の需要を見込む郊外型大型店の立地等により、大きく変化しています。

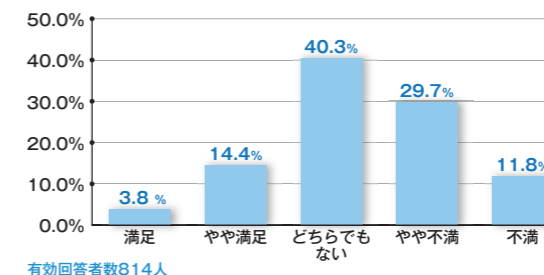
特に中心市街地は、商業力が低下傾向にあり、人口の減少も顕著になってきているなど、空洞化が懸念されています。

一方、高齢社会の中で、店舗、病院等の施設等、多様な生活関連施設が集積する中心市街地の役割はますます大きくなってきており、本市においても再生に努めているところです。

中心市街地などの都市拠点においては、中核市<sup>4</sup>にふさわしい都市機能の集積を図るとともに、地域拠点<sup>5</sup>や生活拠点<sup>6</sup>においては、各地域の特性に配慮した住環境づくりと住民の意向を反映させた計画的な市街地の整備を推進することが必要です。

## 市民アンケート調査結果

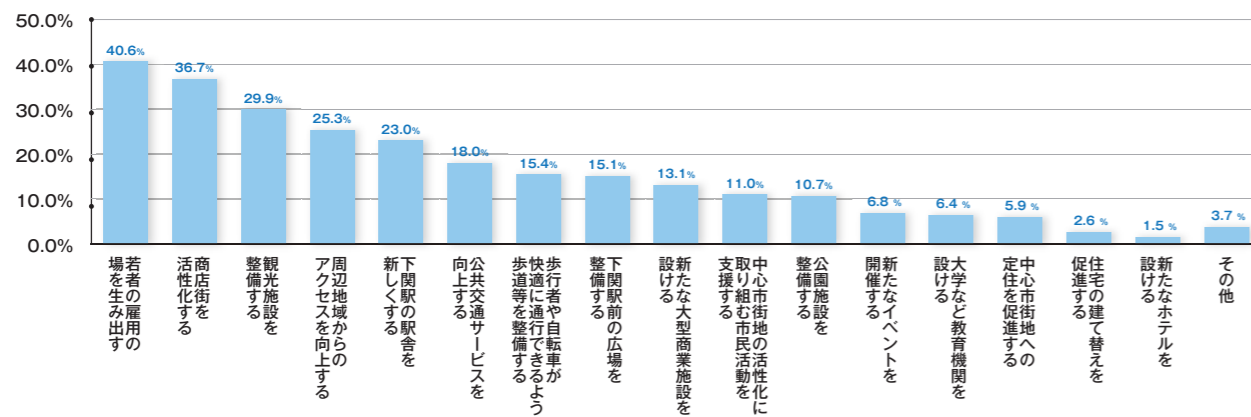
● 中心市街地に対する満足度



1 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。  
 2 商業や交通をはじめとする都市機能が集積し、都市の中心としての役割を果たしている区域。  
 3 個人または団体の生活様式。生き方。  
 4 政令指定都市以外の市で、人口が30万人以上で、比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、できるだけ市民の身近で行政を行うことができるよう、政令で指定された都市のこと。  
 5 地域住民の日常生活における利便性を確保するために、一定の都市機能を担う、地域の核となる拠点。  
 6 地域固有の拠点機能を有し、既成市街地内の地区住民の生活利便を担う拠点。

5 下関市を含む山口県西部と北九州市の間を運行する電車。

●下関市の中心市街地をにぎやかにするには、どうすれば良いか 有効回答者数862人（複数回答）



都市計画決定の現況

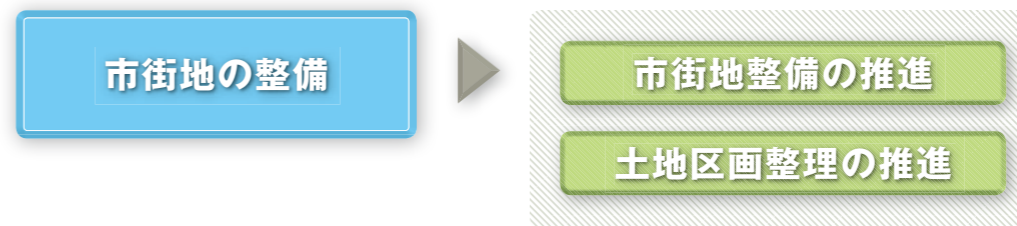
種別	決定事項	
	下関都市計画区域	豊浦都市計画区域
都市計画区域	旧下関市の区域 22,442ha	豊浦町の区域 7,584ha
市街化区域	5,635ha	-
市街化調整区域	16,807ha	-
用途地域	12種類 5,635ha	5種類 483ha
特別工業地区	54ha	25ha
特別業務地区	116ha	-
大規模集客施設制限地区	準工業地域全域 391ha	準工業地域全域 50ha
高度利用地区	3地区 1.4ha	-
防火地域	60ha	-
準防火地域	550ha	63ha
風致地区	7地区 285.1ha	-
駐車場整備地区	149.9ha	-
臨港地区	149.6ha	-
市街地再開発促進区域	1箇所 0.5ha	-
都市計画道路	64路線 130,590m	2路線 2,120m
駅前広場	3箇所 19,800㎡	-
都市計画駐車場	3箇所 1.21ha	-
自動車ターミナル	1箇所 3.8ha	-
都市計画通路	1箇所 160m	-
都市計画広場	1箇所 0.4ha	-
都市計画公園	147箇所 319.18ha	1箇所 8.80ha
都市計画緑地	2箇所 0.67ha	-
都市計画墓園	2箇所 30.8ha	-
公共下水道	4処理区 5,300ha	1処理区 418ha
汚物処理場	1箇所 1.2ha	-
ごみ焼却場	1箇所 19.7ha	-
ごみ処理場	1箇所 3.1ha	1箇所 4.3ha
市場	5箇所 18.55ha	-
火葬場	1箇所 2.52ha	1箇所 1.00ha
防火水槽	5箇所 200㎡	-
砂防施設	6箇所 409.2m	-
土地区画整理事業	10箇所 281.1ha	-
市街地再開発事業	2箇所 0.9ha	-
地区計画	10箇所 86.2ha	-

（資料）下関市都市計画課

基本方向

- 市の都市的サービスを提供する中心市街地については、都市型産業の集積を図り高次都市機能を強化します。
- 地域住民の日常生活を支える商店街等の生活利便施設と福祉・情報・行政サービス等の機能が集積する地域拠点・生活拠点については、商店街の再整備や交通・情報基盤の強化等に努めます。
- 中心市街地などの都市拠点及び地域拠点・生活拠点の周辺の市街地については、必要に応じて土地区画整理事業等の市街地開発事業の活用等により快適な住宅地の形成を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1 市街地整備の推進

(1) 計画的な都市の整備

農林漁業との調和を図りつつ都市の健全な発展と秩序ある整備を行うため、都市計画マスタープラン<sup>7</sup>に基づき、計画的な都市づくりを推進します。

都市拠点や地域拠点及び生活拠点については、健全な都市機能の増進を図るため、市街地整備計画を策定し、合理的な土地利用や都市施設の適切な配置を検討し、整備を推進します。

特に、中心市街地については、本市の玄関口として相応しい都市空間の形成を図るとともに、賑わいのあるまちづくりの創出と交流人口の拡大を図るため、平成21年12月に国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画<sup>8</sup>に基づき「下関駅にぎわいプロジェクト<sup>9</sup>」など各種事業を積極的に推進します。

市民や観光客の安全で快適な移動を目的に、バス、自転車、歩行者等の交通手段を組み合わせた移動手段の検討や、交通・観光・イベント情報提供の高度化など、市街地における交流の活性化を図ります。

<sup>7</sup> 都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。20年後を見通した都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方針を定めたもの。なお、マスタープランとは、「基本計画」のこと。

<sup>8</sup> 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、市町村が中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために作成するもの。

<sup>9</sup> 下関駅周辺を含めた賑わいを創出することや、駅から賑わいを発信することを目的に、開発ビル、集客施設・立体駐車場、駅前広場など駅周辺の整備を行う事業のこと。

また、「サイクルタウン下関構想<sup>10</sup>」を推進するため、誰もが自転車を利用しやすい空間の創出及び自転車駐車場の適切な整備を図ります。

これら市街地整備等を適正かつ効率的に進めるには、土地に関する情報を明確化し、土地の実態を正確に把握する必要があるため、地籍調査<sup>11</sup>を推進します。

下関駅にぎわいプロジェクト



## 2 土地区画整理の推進

### (1) 特色のある地域整備

公共施設と一体的に市街地の整備が必要な地区、または既成市街地において開発により無秩序な市街化が進み、道路の幅員が狭く、行き止まり等が存在し、市街地の改善等が求められる地区については、地域の実情に応じて土地区画整理事業等を活用し、健全な街区の形成及び道路や公園等公共施設の整備を促進します。

<sup>10</sup> 自転車が車両や歩行者と共存し、安全かつ快適に走れる環境を整備し、自転車にやさしいまちづくりを推進しようとする市の構想。

<sup>11</sup> 国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
市街地整備の推進	<b>計画的な都市の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画マスタープランの推進、市街地整備計画の策定等</li> <li>● 市街地再開発事業<sup>12</sup>の推進</li> <li>● 中心市街地活性化基本計画の事業の推進</li> <li>● 下関駅にぎわいプロジェクトの推進</li> <li>● 交通円滑化推進事業 まちナビ計画<sup>13</sup>の推進</li> <li>● 自転車利用環境の整備 自転車駐車場の整備</li> <li>● 地籍調査の推進</li> </ul>	市  市・民間 市・民間 市・民間 市・民間  市  市
土地区画整理の推進	<b>特色のある地域整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地区画整理事業の推進</li> </ul>	市

<sup>12</sup> 都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業のこと。

<sup>13</sup> 下関駅から唐戸間、城下町長府において、市民や観光客の円滑で効率的な移動性の確保・回遊性の向上を目的に定める計画。



# 公園・緑地の整備

## 現状と課題

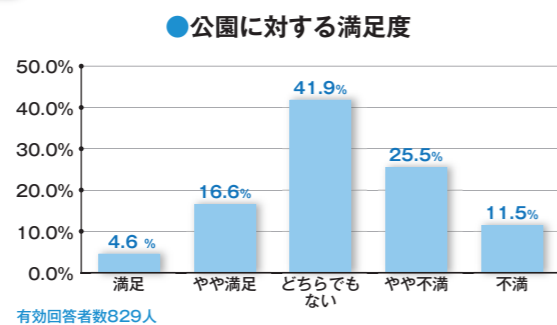
都市における公園、緑地といった身近な緑は、都市に潤いをもたらすとともに、レクリエーション、健康づくり、交流の場となるほか、災害に対する都市の安全性を確保する上で、重要な役割を担っており、これらの整備にあたっては、地域住民と協働した魅力ある公園づくりを進めています。

本市においては、老朽化した公園施設が多く、時代のニーズに対応した施設に再整備することで、市民誰もが親しんで利用しやすい公園としていくことが必要です。

また、スポーツ、レクリエーション施設が不足する地域においては、運動公園<sup>1</sup>や総合公園<sup>2</sup>などを整備することで施設を充実させることが求められています。

市民に身近な公園・緑地の整備・維持管理にあたっては、周辺住民が積極的に参加し、利用しやすい公園・緑地としていくことが重要になっています。さらに、市等公共が整備する公園だけでなく、民有地における緑化や緑地の保全等とともに、低炭素社会<sup>3</sup>への取り組みによる二酸化炭素の削減等が社会問題となっており、市民一人ひとりの取り組みが求められています。

### 市民アンケート調査結果



### 都市公園の整備状況

区分	都市計画区域の人口(千人)	都市公園面積(ha)	1人当り面積(m <sup>2</sup> /人)
全国	119,238	113,626.86	9.53
山口県	1,334	1,773.60	13.30
下関市	264	345.25	13.08

注) 集計時期：山口県・全国は平成21年3月、下関市は平成22年4月

(資料) 下関市公園緑地課

1 都市公園法に基づく公園のうち、都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置される。  
 2 都市公園法に基づく公園のうち、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置される。  
 3 地球温暖化の原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内にとどめる社会。

## 基本方向

- 地域の特性に応じた特色ある公園・緑地の整備を計画的に推進します。
- 誰もが使いやすい公園・緑地となるよう、既存施設の整備・改善に努めます。
- イベント等を通じて、緑に対する市民意識の啓発を図るとともに、公園の整備や維持管理を市民と連携して行い、市民に身近な公園づくりを目指します。

## 施策体系図

公園・緑地の整備

公園・緑地の整備

## 各事業の方向

### 1 公園・緑地の整備

#### (1) 公園の整備及び保全

都市公園<sup>4</sup>については、山陽地区に不足するスポーツ・レクリエーション施設の充実を図るため乃木浜総合公園2期整備を行います。

さらに、誰もが親しみやすい公園、緑地となるように、街区公園<sup>5</sup>等の新設や、公園施設長寿命化計画<sup>6</sup>に基づく老朽化した公園施設の再整備、火の山公園内のトルコチューリップ園の整備を行います。

また、合併を契機に広域化した本市の都市と農村の交流拠点として、社会実験等を行い新しい都市公園のあり方を研究します。

優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるよう、瀬戸内海国立公園をはじめ、北長門海岸国立公園、豊田県立自然公園等、地域制公園<sup>7</sup>について、良好な自然環境・景観の保全を促進します。

4 都市公園法に基づき、国や地方公共団体が整備、管理する都市施設としての公園。

5 主に街区内に居住する方が利用することを目的に配置され、一箇所あたりの面積0.25ha規模を標準とする、最も身近な公園のこと。

6 地方公共団体が管理する都市公園における公園施設について、安全性の確保及び維持コスト削減の観点から、長寿命化対策に係る取り組みを推進するために定める計画。

7 土地の所有権に関わらず一定の要件を有する地域を公園として指定し、各種行為を規制(公用制限)することにより目的を達成しようとする公園制度であり、日本の自然公園制度の基本をなすもの。

乃木浜総合公園第2期整備事業計画図



(2) 緑化意識の醸成

緑化意識の醸成を図るため、緑化祭の開催等、イベント等を通じて市民意識の啓発を図るとともに、市民と連携した施設の維持管理に向けて、ボランティア活動を促進します。

また、低炭素社会への実現に向けて、公園樹や街路樹の剪定した枝をチップ化し公園等に再利用することで、二酸化炭素の削減やリサイクルを促進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
公園・緑地の整備	<b>公園の整備及び保全</b>	市 国・県・市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園等の整備 乃木浜総合公園</li> <li>●国立(定)・県立公園の保全 瀬戸内海国立公園 北長門海岸国定公園 豊田県立自然公園</li> </ul>	
	<b>緑化意識の醸成</b>	民間・市 市
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発活動の推進 ボランティア活動の促進、緑化祭の開催</li> <li>●緑のリサイクル<sup>8</sup></li> </ul>	



火の山公園トルコチューリップ園

<sup>8</sup> 公園の樹木や街路樹を剪定した際に生じる枝や葉をチップ化し、公園施設等に再利用する事業。

# 情報・通信の整備

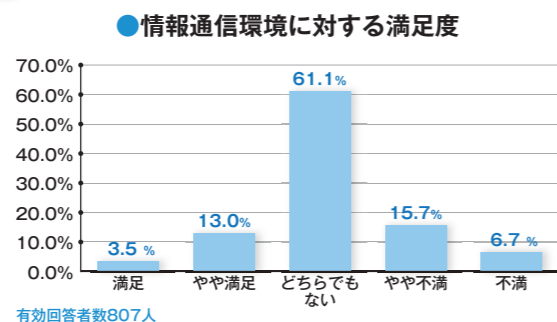
## 現状と課題

近年の情報通信技術の発展は著しく、インターネットや携帯情報端末<sup>1</sup>の急激な普及や、地上デジタル放送の開始、電子商取引<sup>2</sup>の発展等、市民生活に大きな影響を与えており、行政を取り巻く状況も大きく変わりつつあります。

その一方で、ICT<sup>3</sup>による情報の活用に関する世代間・地域間等の格差により、市民が行政情報や行政サービスを公平に活用できないなどの問題も残されています。

また、市民の個人情報をはじめとした行政情報がさまざまな脅威にさらされる危険性も高まっており、こうした脅威から行政情報を守るためのセキュリティ対策が重要となっています。

### 市民アンケート調査結果



## 基本方向

- 進展する情報技術に対応した情報網・システム等の情報基盤の充実を図ります。
- 地域間格差の是正につながるよう消費生活、安全、環境、教育、福祉等各種生活関連の情報の提供、発信に資する情報ネットワーク<sup>4</sup>の整備・活用を図ります。

## 施策体系図

情報・通信の整備

地域情報化の推進

## 各事業の方向

### 1 地域情報化の推進

#### (1) 情報通信基盤の整備・活用

市民生活における教育、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、市内の学校、図書館、公民館、市役所、総合支所等を、高速・超高速で接続する情報ネットワークの整備・活用を図ります。また、市民が公平に活用できるよう、地域間情報通信基盤格差の是正を図ります。

市民がいつでも、どこでも行政サービスが受けられるよう、行政情報の提供や電子申請などICTを活用したワンストップサービス<sup>5</sup>の実現を図るとともに、住民基本台帳カード<sup>6</sup>の多目的利用により情報化（効率化）を図ります。

また、行政事務の省力化と効率化を図るため、ICTを活用した行政内部の電子自治体<sup>7</sup>化を推進するとともに、セキュリティ機能を強化した、安心、安全なシステムを構築します。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
地域情報化の推進	<b>情報通信基盤の整備・活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信・地域間格差の解消</li> <li>● 電子自治体の推進</li> </ul> ワンストップサービスの実現 公共情報端末 <sup>8</sup> 等の整備・活用 住民基本台帳カードの多目的利用の推進	民間・市市



蓋井島ブロードバンド

5 複数の行政サービスを1つの窓口で、まとめて受けることができる機能のこと。  
 6 住民票の写しの広域交付や、転入転出特例手続きなどのサービスを受けることができるカード。写真付きと写真なしの2種類のカードがあり、写真付きの住民基本台帳カードは公的身分証明として利用することができる。  
 7 情報通信技術を活用し、行政サービスが提供できる自治体。例えばインターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請や届出ができるようになるなど、便利で質の高いサービスを提供することが可能になる。  
 8 行政に関する様々な情報の提供を行うために、公共施設などに設置されている機械。

# 港湾の整備

## 現状と課題

本市には、特定重要港湾<sup>1</sup>である下関港があり、国内はもとより、アジア諸外国との海上輸送拠点として発展してきました。

しかしながら、下関港は関門海峡に面した港であり、近接して関門航路が存在していること、また港の背後に市街地が形成されていることなどから、これ以上の開発が難しい状況です。

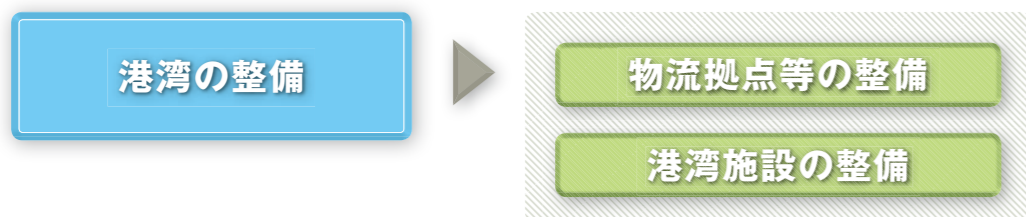
こうした中、新港地区長州出島と長府地区において、国際物流拠点の整備を進めています。また、既存の港湾施設においては、老朽化により利用に支障となる施設が増加していることから、機能の維持を図るため、より計画的な整備が必要です。

さらに、新港地区長州出島へのコンテナターミナル機能移転後の岬之町地区や、あるかぼ〜と地区から唐戸地区にかけてのウォーターフロントについては、賑わいや憩いの空間が求められています。

## 基本方向

- 本市の産業を支える港湾については、地域産業のグローバル<sup>2</sup>な活動を支える国際物流拠点等の整備を進めます。
- 国際・国内の人流・物流を支える港湾施設の維持・改良や市民が憩い賑わいのあるウォーターフロントの整備を進めます。

## 施策体系図



## 各事業の方向

### 1 物流拠点等の整備

#### (1) 国際物流拠点の整備

本州のゲートポート<sup>3</sup>としての役割を高め、物流機能の強化及び産業振興を図るため、新港地区長州出島及び長府地区において船舶の大型化、貨物のコンテナ化<sup>4</sup>、荷役の機械化に

<sup>1</sup> 国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、全国23港が指定されている。

<sup>2</sup> 全世界規模または全世界的規模を意味する形容語。

<sup>3</sup> 国や地域において、人や物、情報などの出入口となる港湾や空港のこと。

<sup>4</sup> 一定規格の容器（コンテナ）を用いた海上貨物輸送を行うこと。

対応した国際物流拠点の形成を推進します。

また、下関港における物流機能の強化を図るため、モーダルシフト<sup>5</sup>としてJR下関貨物駅の利用促進並びに鉄道貨物ターミナル構想を推進し、海上輸送と鉄道輸送などが結びついた国際複合一貫高速輸送<sup>6</sup>ネットワークの構築を図ります。



長州出島完成予想図



長州出島

## 2 港湾施設の整備

### (1) 多様な活動を支える港湾整備

本港地区における既存岸壁や上屋<sup>7</sup>の老朽化、コンテナ荷捌き地不足、また、西山地区における施設利用の低下や遊休化等の課題を解消するため、港湾施設の維持・改良・再編を推進します。

新港地区長州出島へのコンテナターミナル機能移転後の岬之町地区や、あるかぼ〜と地区から唐戸地区にかけてのウォーターフロントについては、景観に配慮した市民が憩い多くの来訪者で賑わう交流拠点の形成を推進します。

また、地方港湾<sup>8</sup>の施設利用促進のため、維持・改良を推進します。

<sup>5</sup> 利用交通機関（modal）間を移転（shift）すること。排出ガスの抑制等のためトラックから鉄道、あるいは船に輸送機関を替えること。

<sup>6</sup> 国際輸送におけるコストの縮減、手続きの簡素化、時間の短縮化などを図るため、特定の運送品を2種類以上の異なる手段により相次いで行う輸送のこと。

<sup>7</sup> 貨物の荷捌きや保管等を行う建物。

<sup>8</sup> 港湾法で定められる、重要港湾以外の港で、主に国内の荷物を扱う、地域に密着した中規模の港のこと。

## 主要な事業

事業	事業概要	事業主体
物流拠点等の整備	<b>国際物流拠点の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 物流・産業の拠点整備 新港地区長州出島 長府地区</li> <li>● モーダルシフトの推進 JR下関貨物駅、幡生地区</li> </ul>	国・市  民間・市
港湾施設の整備	<b>多様な活動を支える港湾整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾施設の維持・改良 本港地区 地方港湾</li> <li>● 市民に親しまれる港づくり 岬之町地区・あるかぼ〜と地区 ほか</li> </ul>	国・県・市  民間・市